

如 但し予規定之昭示を第一月より実施するに、

九、運輸事業の取扱に、本年以上三年に亘る期間、一、本年四月十五

日より取扱三年以上七年に亘る期間、一、本年四月二十五日

より取扱七年以上十年に亘る期間、一、本年四月三十日より

次に、

④ 左記各社は、本会に在るべき所、(字多極概不載也)

新玉地、古高多西成区西八幡町五、

便用者、男 四〇名

参加者、二〇名 後日監査役を任命し労働者、

共同経営者

事業不振、結果に経営者職を降ろし十月末より、工場二割以下
ノ脱退者あり、

要約表 (第一回)

第一案、貸取進下と主之件

但し貸取二割進下掛回す、

第二、解任事業の取扱に、本年三月、

但し解任事業の取扱に、本年三月、四月、

五月、六月、七月、八月、九月、十月、

十一月、

十二月、

但し貸取子掛、十月、十一月、十二月、

一月、

本工を工部法員制定を待たず、

但し貸取子掛、十月、十一月、十二月、

一月、